

明治十六年七月十日

陸軍卿大山 嶺

則及例六年 (三)
則及例六年 (三)
則及例六年 (三)

三條實美

(別冊) 陸軍軍醫講習生假規則
第一條 軍醫講習生ハ陸軍軍醫官ニ出身志願ノ者ナ撰拔シ東京陸軍病院ニ於テ之ニ要用ナル學術ヲ教授シ卒業ノ上ハ三等軍醫若クハ軍醫試補ニ任シ其職務ヲ奉セシムルナリ○第二條 講習生ハ看護長看病卒若クハ華士族平民中醫開業免狀ナ所持スル者ニシテ搶定格ニ合スル者ナリ○第三條 講習生ハ入學ノ日ヨリ陸軍ニ從事スルノ契約ナサシム○第四條 講習生修學ノ期限ハ五ヶ月トス然レニ疾病其他ノ事故ニ由リ豫定ノ軍一定ノ規則ナ遵奉セキム故ニ入學後ハ決シテ他志ナクヨリ入學セシ者ハ軍醫部下士若クハ卒トナシ定期ノ年限可シ○第五條 講習生舊學中ハ情願テ以テ歸省又ハ退學スルヲ許サス然レニ病氣若クハ行狀不正或ハ怠惰ニシテ卒業ノ目途ナキモノハ退學セシム可シ但看護長看病卒ヨリ入學セシ者ハ軍醫部下士若クハ卒トナシ定期ノ年限可シ○第六條 講習生ハ官費生ト自費生トノ二種トス其官費生ハ修學ノ費用及ヒ居宅衣食ノ料トシテ若干ノ手當金ヲ給シ其自費生ハ一切ノ費用總ニ自辨タル可シ但修學上ノ器械物品ハ官給トス○第七條 講習生ハ私宿ニ在テ日々東京陸軍病院ニ通學シ軍醫ノ學術其他ノ事ヲ研究セシム但時宜ニ因リ軍醫ノ手術ヲ補助セシムルヲアル可シ○第八條 講習生ハ學期ノ終リコ於テ試験ヲ行ヒ及第スル者ハ之ナ優等及ヒ通常ノ二種ニ區別シ各卒業證ヲ授與ス○第九條 講習生ハ試験ヲ受ルノ後度等卒業證ヲ得タル者ハ三等軍醫ニ通常卒業證ヲ得タルモノハ軍醫試補ニ任スルナ例トス但優等卒業證ヲ得ル者ト雖モ修學中屢懲罰ノ所斷ナシケン者等ハ軍醫試補ニ任スルヲアル可シ○第十條 講習生ノ召募ハ陸軍卿之ナ陸軍部内及ヒ府縣ニ達シ其搶查ハ搶查格例ニ准據シ軍醫本部ニ於テ之ナ爲スナ例トス故ニ軍醫本部長ハ所要ノ人員並ニ召募ノ時期等ヲ豫メ陸軍卿ニ上申スヘシ但シ時宜ニ依ニ在東京ノ者ノミテ召募セシムルヲアル可シ○第十一條 講習生召募ノ達レハ陸軍部内ニ在テハ外ニ考科表ナ添ニ軍醫本部ニ送附シ各府縣ニ在テハ之ナ督下ニ達シ志願者ナシテ第十二條ノ手續ナ爲サシムヘシ

○陸軍乙第七十九號

今般近衛局へ附屬爲致候軍樂隊ノ儀ハ近衛軍樂隊ト相稱候此旨相應候事

(第二) 造石検査ヲ受クルノ時機ハ最大切ニシテ苟クモ此時機ヲ失スレバ些々税額ノ減ロアフシテ課金ノ得失ニ關スル少々ナラズ或ハ全財ノ損失ナ蒙ムルトナキニアラザルナリ酒造稅則取扱心得書ニ造石検査ハ營業者ノ申出ニ依リ速ニ取計ヒ營業ノ差支トナラズ様之ナ成辨スベシトノ明文セアリア官吏ノ心ナ用フル決シテ薄シトゼガルナリ然レニ酒類ノ火入等引等ハ造石検査ハ後之タ爲スマノ成規ナルナシ以テ爲メニ營業上實利ノ蒙得ナシスル少々ラス今未シ酒造地方ノ課金ノ偶然ニ芳潤ノ集名ナ得

酒造廠ノ情況 (前々號ノ續き)

(第二) 造石検査ヲ受クルノ時機ハ最大切ニシテ苟クモ此時機ヲ失スレバ些々税額ノ減ロアフシテ課金ノ得失ニ關スル少々ナラズ或ハ全財ノ損失ナ蒙ムルトナキニアラザルナリ酒造稅則取扱心得書ニ造石検査ハ營業者ノ申出ニ依リ速ニ取計ヒ營業ノ差支トナラズ様之ナ成辨スベシトノ明文セアリア官吏ノ心ナ用フル決シテ薄シトゼガルナリ然レニ酒類ノ火入等引等ハ造石検査ハ後之タ爲スマノ成規ナルナシ以テ爲メニ營業上實利ノ蒙得ナシスル少々ラス今未シ酒造地方ノ課金ノ偶然ニ芳潤ノ集名ナ得

時事新報

明治十六年七月十日 陸軍卿大山 嶺

(以下次號)

○陸軍乙第七十九號

今般近衛局へ附屬爲致候軍樂隊ノ儀ハ近衛軍樂隊ト相稱候此旨相應候事

(第二) 造石検査ヲ受クルノ時機ハ最大切ニシテ苟クモ此時機ヲ失スレバ些々税額ノ減ロアフシテ課金ノ得失ニ關スル少々ナラズ或ハ全財ノ損失ナ蒙ムルトナキニアラザルナリ酒造稅則取扱心得書ニ造石検査ハ營業者ノ申出ニ依リ速ニ取計ヒ營業ノ差支トナラズ様之ナ成辨スベシトノ明文セアリア官吏ノ心ナ用フル決シテ薄シトゼガルナリ然レニ酒類ノ火入等引等ハ造石検査ハ後之タ爲スマノ成規ナルナシ以テ爲メニ營業上實利ノ蒙得ナシスル少々ラス今未シ酒造地方ノ課金ノ偶然ニ芳潤ノ集名ナ得

酒造廠ノ情況 (前々號ノ續き)

(第二) 造石検査ヲ受クルノ時機ハ最大切ニシテ苟クモ此時機ヲ失スレバ些々税額ノ減ロアフシテ課金ノ得失ニ關スル少々ナラズ或ハ全財ノ損失ナ蒙ムルトナキニアラザルナリ酒造稅則取扱心得書ニ造石検査ハ營業者ノ申出ニ依リ速ニ取計ヒ營業ノ差支トナラズ様之ナ成辨スベシトノ明文セアリア官吏ノ心ナ用フル決シテ薄シトゼガルナリ然レニ酒類ノ火入等引等ハ造石検査ハ後之タ爲スマノ成規ナルナシ以テ爲メニ營業上實利ノ蒙得ナシスル少々ラス今未シ酒造地方ノ課金ノ偶然ニ芳潤ノ集名ナ得

時事新報

明治十六年七月十日 陸軍卿大山 嶺

(以下次號)

○陸軍乙第七十九號

今般近衛局へ附屬爲致候軍樂隊ノ儀ハ近衛軍樂隊ト相稱候此旨相應候事

(第二) 造石検査ヲ受クルノ時機ハ最大切ニシテ苟クモ此時機ヲ失スレバ些々税額ノ減ロアフシテ課金ノ得失ニ關スル少々ナラズ或ハ全財ノ損失ナ蒙ムルトナキニアラザルナリ酒造稅則取扱心得書ニ造石検査ハ營業者ノ申出ニ依リ速ニ取計ヒ營業ノ差支トナラズ様之ナ成辨スベシトノ明文セアリア官吏ノ心ナ用フル決シテ薄シトゼガルナリ然レニ酒類ノ火入等引等ハ造石検査ハ後之タ爲スマノ成規ナルナシ以テ爲メニ營業上實利ノ蒙得ナシスル少々ラス今未シ酒造地方ノ課金ノ偶然ニ芳潤ノ集名ナ得

酒造廠ノ情況 (前々號ノ續き)

(第二) 造石検査ヲ受クルノ時機ハ最大切ニシテ苟クモ此時機ヲ失スレバ些々税額ノ減ロアフシテ課金ノ得失ニ關スル少々ナラズ或ハ全財ノ損失ナ蒙ムルトナキニアラザルナリ酒造稅則取扱心得書ニ造石検査ハ營業者ノ申出ニ依リ速ニ取計ヒ營業ノ差支トナラズ様之ナ成辨スベシトノ明文セアリア官吏ノ心ナ用フル決シテ薄シトゼガルナリ然レニ酒類ノ火入等引等ハ造石検査ハ後之タ爲スマノ成規ナルナシ以テ爲メニ營業上實利ノ蒙得ナシスル少々ラス今未シ酒造地方ノ課金ノ偶然ニ芳潤ノ集名ナ得

時事新報

明治十六年七月十日 陸軍卿大山 嶺

(以下次號)

○陸軍乙第七十九號

今般近衛局へ附屬爲致候軍樂隊ノ儀ハ近衛軍樂隊ト相稱候此旨相應候事

(第二) 造石検査ヲ受クルノ時機ハ最大切ニシテ苟クモ此時機ヲ失スレバ些々税額ノ減ロアフシテ課金ノ得失ニ關スル少々ナラズ或ハ全財ノ損失ナ蒙ムルトナキニアラザルナリ酒造稅則取扱心得書ニ造石検査ハ營業者ノ申出ニ依リ速ニ取計ヒ營業ノ差支トナラズ様之ナ成辨スベシトノ明文セアリア官吏ノ心ナ用フル決シテ薄シトゼガルナリ然レニ酒類ノ火入等引等ハ造石検査ハ後之タ爲スマノ成規ナルナシ以テ爲メニ營業上實利ノ蒙得ナシスル少々ラス今未シ酒造地方ノ課金ノ偶然ニ芳潤ノ集名ナ得

酒造廠ノ情況 (前々號ノ續き)

(第二) 造石検査ヲ受クルノ時機ハ最大切ニシテ苟クモ此時機ヲ失スレバ些々税額ノ減ロアフシテ課金ノ得失ニ關スル少々ナラズ或ハ全財ノ損失ナ蒙ムルトナキニアラザルナリ酒造稅則取扱心得書ニ造石検査ハ營業者ノ申出ニ依リ速ニ取計ヒ營業ノ差支トナラズ様之ナ成辨スベシトノ明文セアリア官吏ノ心ナ用フル決シテ薄シトゼガルナリ然レニ酒類ノ火入等引等ハ造石検査ハ後之タ爲スマノ成規ナルナシ以テ爲メニ營業上實利ノ蒙得ナシスル少々ラス今未シ酒造地方ノ課金ノ偶然ニ芳潤ノ集名ナ得

時事新報

明治十六年七月十日 陸軍卿大山 嶺

(以下次號)

通スル「龍ハタ方柄圓盤權容レザンノ情態子ヲ其間
徒勢元費實ニ少カアズ第ニ甲ハ稅稅ノ多體ヲ得ル」
謂へテシ乙ハ營業ノ繁榮も果ホ「能ハザルコ至ル
ハア地主ナリ度「ナヒ開ク始年大震ニテ
財産上ノ相談モナント全國ノ同
シタリシモ個々異様ニ聞ケ容易ナ
シテヨリ此會議ニ關係セズシテ別ニ
云フ左レバ奉文某氏ノ意見ノ如
キハ稅額ニ摩ニアラズ検査手續等ニ關シテ改
正ヲ望ムモノナレハ決シテ尋常遇屋ノ苦情ニアラザ
ルナ・當局者能ク茲ニ注意セバ營業上ノ實際ニ達ス
ルニ庶幾カラノ故

福井二縣下へ巡視を命ぜらる

前田正義君 前田商務大書記官はあの程より神

經疾を患ひ因て轉地療養の爲の福島縣地方へ往復を

陰き二週間の賜暇を得て一昨九日出發したる由或る

新聞より同君は歐洲行を命ぜられ一昨日出發て由記載

ありたれ共與州行に訛傳あるあるや

○上京 名古屋始審裁判所檢事益田勇君は本月七日

上京したり

○福井十二君ハ豆州熱海へ同宮之

工事監督として清水起

工事監督合意後り時々同宮下へ各々一昨九日出

張を命ぜられた

○トリックウ氏天津より、佛國軍艦ケルセイア號と

香港を發して上海より至り同地にてトリックウ公使を載

せ天皇に向ひ出發するあらんと横濱へ轉知あらるる

由來の事例詳見へり

○外國の公判は急來る十九日高等法院ある

事例詳見へり

○近衛軍樂隊今般近衛隊中へ更々軍樂隊四十五名

を置かるゝ事とあり一昨日より陸軍教導團にてハ右

隊へ編入の樂隊擇拔ふ若手したりまた樂隊の名稱ハ

近衛軍樂隊と名號け自今ハ行季行營に供奉にも加

へられ且つ人民の請求によ應せられるる官廳及び

官立學校等が併存する事も
ありと聞く

○海員試驗 一昨九日農商務省船局於て海員技

術の試験ありしる宮城縣平民水原兵助ハ乙種二等選

轉手並第セリ

○農學校合併 本月一日岐阜縣農學校を岐阜縣華陽

學校へ合併し同校内より師範學部、農學部、中學部の三

部を置さる由

○横濱正金銀行 同銀行於て一昨十日横濱南仲通

の本店並於て株主常式總會を開いたるが本年上半期

の利益配當金一株百圓より四圓五十錢(年九分割)

と議決したるよし

○村民動搖再報 高知縣下高岡大内二村の人民ハ其

後八百人計り集合し尙增長の勢あり依て更々警部二

名巡査十名を派遣したる處漸次解散鎮定の摸様ある

旨昨日同縣より電報ありたりと云ふ

○電線開業 支那廣東及ひヨーロッパ間の電線架設は

愈其工事を終へたるを以て既に開業したりと云ふ

○瑞典國兵制 国國の下院が於て六十二年對する

百三十五の多數を以て從來の常備軍を改革するの議

旨可決しより從來瑞典國の常備軍は二種の兵を以て

之を組織し一は徵募兵一は屯田兵ありしが今回屯田

兵を廢し盡く徵募兵を以て組織すること爲したり

たり而してローマニヤ國の軍器購貿の定額ハ二万二

千磅ありと

○ローマニヤ國の軍備 ローマニヤ政府ハ農兵に爲

之を組織し一は徵募兵一は屯田兵ありしが今回屯田

兵を廢し盡く徵募兵を以て組織すること爲したり

たり而してローマニヤ國の軍器購貿の定額ハ二万二

千磅ありと

○日蝦 海軍省の報告ふ據れハ本年十月三十一日の

日蝦の金環形を現し之を觀望するの域内陸地ハ本邦

の東北より在りて北ハ羽後の船越邊より陸中細浦邊か

至る迄を界とし南ハ越後鰐波邊より常陸那珂港邊又

至る迄を界とす其の區域内の中央即仙臺、山形、朝日

山の近傍に如きの最正しき金環の形狀を觀望すへし

此の金環他ハ間々ある者あれ共本邦の陸上於て觀

望するの機会甚稀あるとありと

○慶應義塾の健康 就學の青年ダ文を勤むる過度に

体力を傷ふの害い實ふ恐る可きものとして慶應義塾

にては多年の實驗上より之を知り學課は成る可く寛

ふ少し去年流行の虎刺刺は感したる者もしく本年

の夏季実施して病室に甚な塞々たり就中幼稚舎

人組合の業務に係る原告代官

も雖も現は我邦に於て實施

ふ置き接と英國裁判例を求め

判例ハ果して歴史上原告代官

が權利を保護せらるゝ執法官

とす左すればこれを以て本件

事實のりたるや未だ知るべか

と論一被告代官の入名を指

務に對し侮辱したるふは刑

事實